

# 教職員定数の配当について

平成 20 年 10 月  
京都府教育委員会

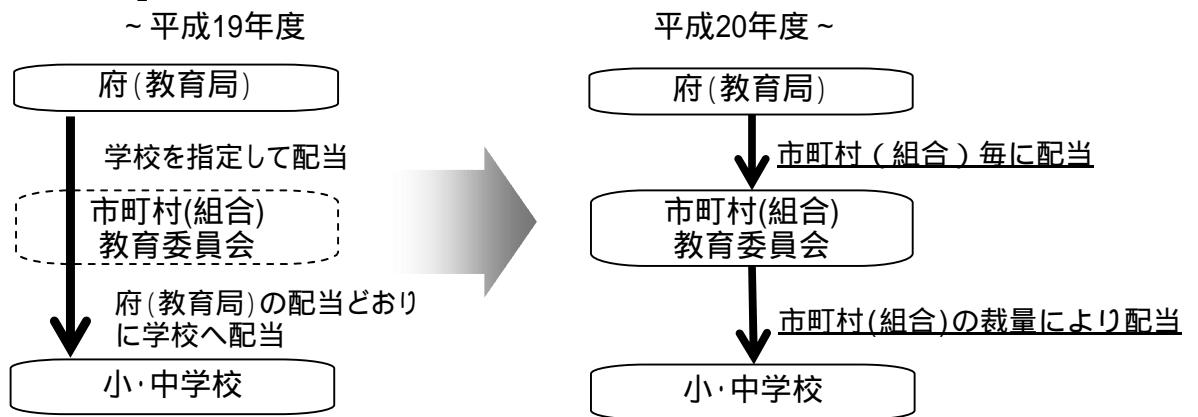
まなび教育推進プランの最終報告を受けて、以下のように配当方法を変更する。

平成20年度から基準配当及び指導方法の工夫改善定数の配当については、学校毎の配当から市町村(組合)毎の配当へ変更し市町村(組合)の裁量を拡大する。

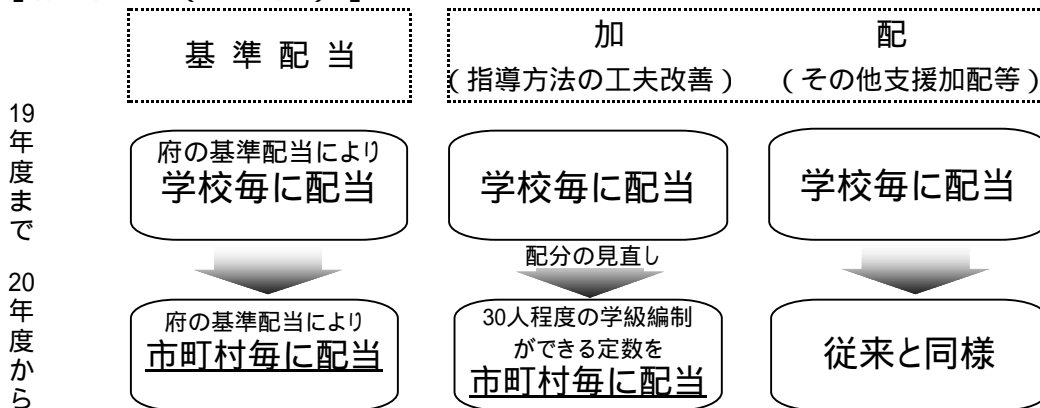
今後、30人程度(30~35人)の学級編制が可能な定数を年次的に充実させ、市町村の教職員配置の裁量幅を拡大する。

その際、指導方法の工夫改善定数(TT・少人数授業、少人数学級、小中連携、小規模TT)を有効に活用するものとする。

## [ 配当イメージ ]



## [ 配当方法(小学校) ]



## [ まなび教育推進プラン(抜粋) ]

### 施策の基本方向

市町村教育委員会が、学校の実情にあわせて弾力的に教員を配置できるように改善します。

### 重点施策

子どものための京都式少人数教育を、現地・現場の判断を重視し、一層柔軟な方法で推進できるよう、制度を改善し、教員配置を充実します。

市町村教育委員会の教員配置の裁量の幅を広げます。

市町村教育委員会に配当する教員は、30人程度(30~35人)の学級編制が可能な人員を確保するよう、年次的に充実します。

市町村教育委員会は、配当された教員を市町村教育委員会の裁量により所管する学校に配置することができるものとします。

京都式少人数教育の諸施策は、市町村教育委員会の判断・選択により継続実施できるものとします。

## 30人程度の学級編制（考え方）

学級編制 学級数	40人学級	30人学級	30人程度 (1～35人)
1学級	1～40	1～30	1～35
2学級	20～40	15～30	18～34
3学級	27～40	20～30	23～32
4学級	30～40	22～30	24～31
5学級	32～40	24～30	25～30
6学級	33～40	25～30	25～30

### 従来 방식

40人の学級編制  
(国と同じ)

学校毎の積上げ方式

編制基準により、  
定まった教員配置

### 独自の京都方式

40人以下で自由に編制  
(30人程度とする)

市町村ごとの総定数を  
算定し、配分する

学校は配分された教員を  
弾力的に配置可能